



緊急提言！

『サービス残業だった』と請求されな
いように社内整備しよう

主な構成

第1部

- ・『過払い金』の次は『未払い残業代』へ

第2部

- ・『サービス残業』その①打ち切り

第3部

- ・『サービス残業』その②計算が不適切

第4部

- ・『サービス残業』その③名ばかり管理職

第5部

- ・勤務時間から根本的に見直そう

第6部

- ・変形労働時間制の活用

～第1部～

『過払い金』の次は『未払い残業代』へ

年間1兆円規模で推移している消費者金融からの「利息返還金」をめぐる、債務整理を請け負った一部の弁護士や司法書士に「手数料が高すぎ」などといった苦情やトラブルが相次いでいる。巨額市場に目がくらんだ一部の弁護士や司法書士が、ずさんな活動をしていることが原因のようだ。

弁護士、司法書士が掘り起こしに躍起となっているのが、過去に高い利率(グレーゾーン金利)で消費者金融を利用したため、当時の利息の返還請求ができる人たちだ。

消費者金融にとって経営の根幹を揺るがす事態になる一方、返還手続きを請け負う弁護士や司法書士にとり“返還金バブル”となっている。手数料20%と仮定すれば、2千億円もの市場ができた計算だ。

【用語解説 改正貸金業法と過払い金請求】

貸金業者に法律が定める上限金利は、年29・2%の出資法と、同20%の利息制限法の2種類があったが、最高裁は平成18年、2つの法律の金利差にあたる「グレーゾーン金利」を無効と判断、債務者に過去にさかのぼってこの金利分の請求を認めた。 [産業経済新聞社 2009年7月31日(金)]

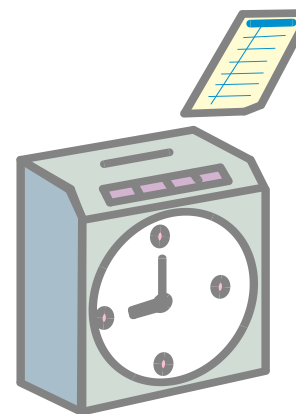
～第2部～ 『サービス残業』その①打ち切り

例 始業9時 休憩12時から13時 終業17時

仮に、9時から20時まで働いた場合で、時間外手当を18時から1時間分しか払わなかった場合だと、次のように未払いとなる。

17時～18時＝1.0倍

19時～20時＝1.25倍



タイムカード

～第3部～

『サービス残業』その②計算が不適切

割増賃金の計算方法は法令により具体的に定められています。

- ①時間外手当の計算の基礎となる賃金(分子)が定められている
 - ②時間外手当の計算の基礎となる月間所定労働時間(分母)が定められている
 - ③1・25などの割増率は法定で定められている
- これを図にすると以下のようになります。

①基礎となる賃金÷②年間平均の1カ月あたり所定労働時間×③法定割増率＝割増賃金



～第5部～ 勤務時間から根本的に見直そう

- ① 法の範囲内で目一杯働いてもらうべし
- ② “変動労働時間制”の活用で業務量に対応すべし
- ③ 残業代は法定通りきちんと払うべし
- ④ “何となく休憩”なんて認めざるべし
- ⑤ 社会保険料のことまで意識するべし

